



令和5年度水道水定期水質検査結果

～安全・安心 那覇市の水道水～

水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。

那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を毎日及び定期的に行われ、供給する水の安全性を確認しています。

令和5年度に実施した水道水の全基準項目検査結果は以下のとおりです。最新の検査結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所のうち5か所を掲載しています。

全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。



▲10か所全ての検査結果はこちらをご覧ください

■表中の「 $<$ 数値」は、「数値」未満の意味です。

法定基準項目（8月定期検査）

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果（給水栓水）					備考
			県企業局西原浄水場系統		県企業局北谷浄水場系統			
			末吉公園	識名南公園	小禄南風公園	ちゅらまち公園	壺川中公園	
1	一般細菌	100個以下/mL	0	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.06	0.06	0.06	0.19	0.18	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.0060	0.0050	0.0073	0.0034	0.0036	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.016	0.016	0.019	0.013	0.015	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.039	0.037	0.045	0.029	0.032	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.012	0.011	0.014	0.0079	0.0088	
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下	0.0044	0.0042	0.0049	0.0048	0.0053	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.05	0.05	0.05	0.02	0.02	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	17.0	16.6	17.0	15.7	16.4	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	26.5	26.4	26.6	24.9	25.2	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	25	24	25	46	45	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	91	92	91	117	120	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42	ジオキシベンジフェン	0.00001 mg/L以下	0.000002	0.000002	0.000002	<0.000001	<0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L以下	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7	
47	pH値	5.8以上、8.6以下	7.4	7.4	7.5	7.4	7.3	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51	濁度	2度以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	

遊離残留塩素	0.1 mg/L以上（注）	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6	衛生的措置
--------	---------------	-----	-----	-----	-----	-----	-------

（注）残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。

※上下水道局ではPFOS等の水質検査を3か月に1回行っており、令和5年のPFOS及びPFOAの合計値は、右表のとおりです。暫定目標値50ng/L以下を下回っており、水道水が安全なレベルであることを確認しています。

なお、PFOS等の検査結果の詳細は、上下水道局ホームページにも掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください▶



	採水場所	暫定目標値	採水日			
			50ng/L以下			
			2月6日	5月22日	8月14日	11月6日
北谷浄水場系統	大名調整池系（天久ちゅらまち公園）		1ng/L未滿	1ng/L未滿	1ng/L	1ng/L未滿
西原浄水場系統	前田第二調整池系（末吉公園）		1ng/L未滿	-	1ng/L未滿	-

【お問い合わせ】配水課 TEL: 941-7806 FAX: 941-7826

料金改定の必要性について

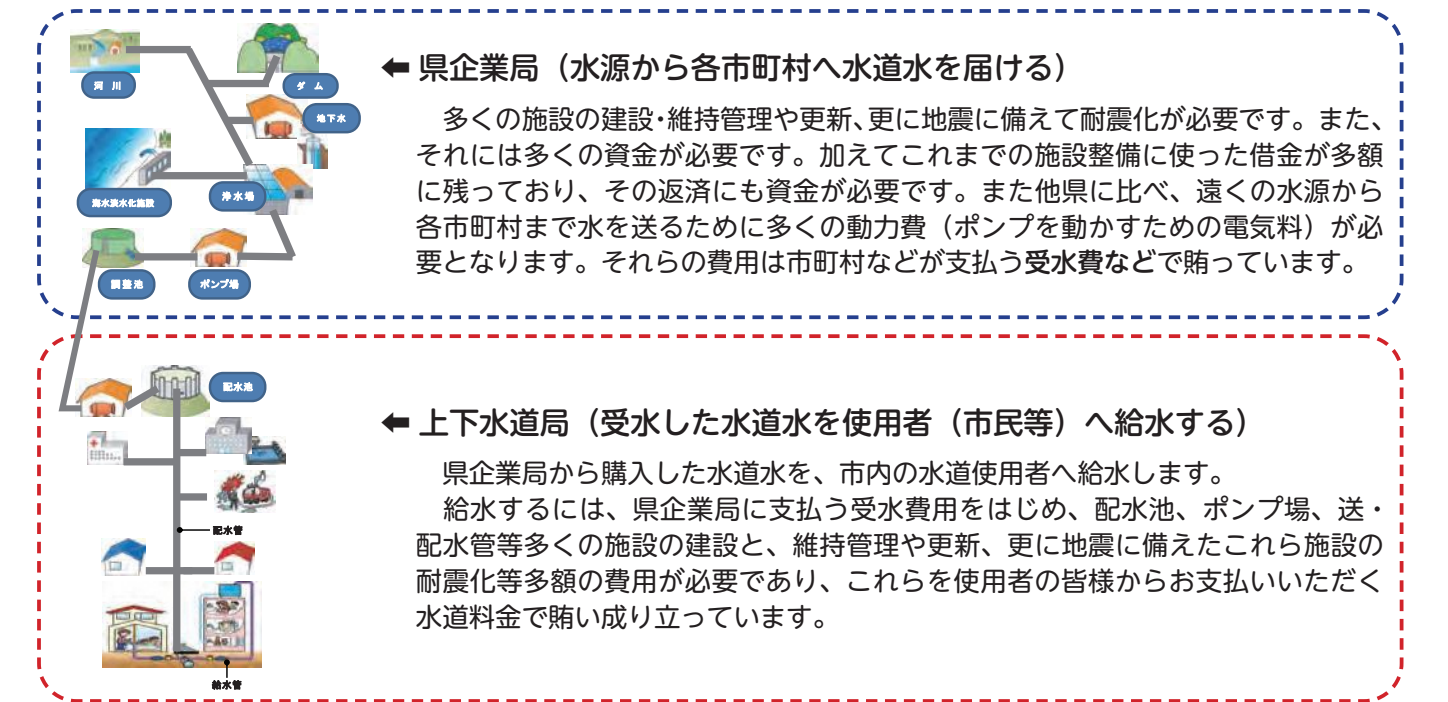
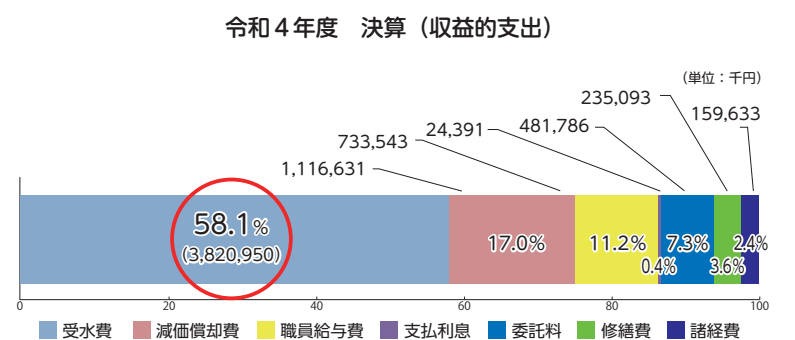
1 皆様へ水道水をお届けするためには多くの資金が必要です

沖縄本島では、本土のように大きな河川や湖などが無いため、水道水の水源は主に沖縄本島北部のダムや河川、地下水（本島中部の井戸）などになります。ダムは国や沖縄県、沖縄県企業局（県企業局）が建設・管理を行っています。県企業局では、水源から取水して浄水場で水道水を作り、長い長い送水管、多くのポンプ場や調整池などの施設を経て各市町村へ水道水を運んでいます。そのため、これらのダムや河川、井戸などからの取水や水を運ぶ送水管、浄水場、ポンプ場、調整池などの施設の建設や維持・管理・運用には多くの費用がかかります。また、近年多発する地震に備えるため施設を耐震化し、災害時でも継続して水道水を利用できるようにするためにはさらに多くの費用がかかります。



2 水道料金の使われ方

水道事業は公営企業会計で行われ、皆様からお支払いいただく水道料金で運営しております。水源から水道水を作って各市町村へ届けるのは県企業局が行っているため、那覇市上下水道局（上下水道局）では、県企業局から水道水を購入し、市内の水道使用者へ水を供給するため、市内施設の建設・維持・管理、水道メーター検針、料金請求収納、予算管理などを行っています。右グラフは上下水道局の費用構成です。特に県企業局へ支払う水道水の購入費（受水費）は費用全体の約58%を占めています。



3 水道料金改定の必要性について

県企業局においては、最近の動力費（電気料）の高騰などにより、事業運営のための資金が減少し、近い将来収入不足が生じるため、市町村へ請求する受水費を値上げせざるを得なくなってきています。そしてその値上げ幅は約3割程度で令和6年10月に約2割、令和8年4月に約1割を行うとしております。那覇市としても費用の大部分を占める受水費の大幅な値上げは経営に大きく影響し、将来にわたって継続的に安全・安心な水道水の供給を行うためには、県企業局の受水費値上げを踏まえて本市水道料金の値上げ改正が必要と考えております。

【お問い合わせ】企画経営課 TEL: 941-7802 FAX: 941-7821